

一部免除の方は 保険料の納付を忘れずに

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-5335-1505
保険介護課 ☎592141

※ 国民年金には、納付が免除される「申請免除制度」があります。

※ 制度の概要是市広報7月号(18ページ)に掲載していますので、ご覧ください。

4段階の免除区分

免除される保険料額は所得に応じて「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の区分があります。

このうち、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから、「一部免除」といいます。

一部免除の方は、残りの保険料(免除を受けていない保険料)を、必ず納めなければいけません。この保険料の納付を怠ると、一部免除が承認されていても「未納」となってしまいます。



未納のままでいると

将来、年金を受け取る権利が得られなかつたり、受け取ることができない年金額が下がつたりする場合がありますので、納め忘れにご注意ください。

遊び食べに困っています

問い合わせ 子育て支援センター ☎540021 福祉課 ☎592148

11カ月のこどもが遊び食べをします。やめさせたいのですが、どうすれば良いでしょうか。

アドバイス

このくらいの時期から、食事のルールや時間を教えていきましょう。遊びながら食べていると、次の離乳食との間隔が短くなつて、食事の時間が不規則になってしまいます。食事中に遊んだり歩き始めたら、「もう1口食べようか。」とすすめるか、食事量が十分で体重の増え方も順調な場合は、「もう終わりにする?」と言つて早めに食事タイムを切り上げてもいいですね。その後、途中でお腹がすいて騒いでも「さつき遊んで食べていいなかつたからだね。今度はちゃんと食べようね。」と話します。次の食事までに空腹にさせておくことも大切です。食事の基本時間は15~20分です。毎日続けるうちに集中して食べることができるようになります。

キッズコーナーができました

問い合わせ 福祉課 ☎592148
市役所本庁舎2階の福祉課前に、小さなお子さんが遊べるコーナーができました。窓口での手続などの間の、お子さんの遊び場としてぜひご利用ください。



おもちゃや絵本が
たくさんあるよ♪



最後には必ず「こちそまさ」をして食事をきちんと終わらせるようにしましょう。毎日決まったリズムで生活することで、赤ちゃん自身が食事のタイミングを覚えます。親の考え方や育児方針とも考えあわせ、赤ちゃんの体重や食べ方によつて判断するといいですね。